

19年12月 6日
社会保険庁

服務違反行為に関する調査について

1. 調査項目

- ①無許可専従 ②勤務時間内組合活動 ③争議行為
- ④勤務時間内における政治的行為 ⑤リボン・プレート行動
- ⑥兼業 ⑦遅刻・欠勤

2. 調査方法

調査対象者に対するアンケート方式により実施することとし、調査票に署名捺印をしたうえで提出させることとする。(虚偽の回答をした場合は、処分の対象となる場合がある旨を調査票に明記する。)

① 管理者調査

管理者(社会保険庁総務課長、社会保険事務局長及び社会保険事務所長等)に対し、所属する職員及び管理者本人の服務違反行為の有無について調査する。

② 行為者調査

管理者調査で指摘された行為者に対し、指摘された服務違反行為の有無について調査する。

③ 第三者調査

無許可専従をしていた行為者の当時の上司等(第三者)に対し、その事実を確認する。

3. 調査体制

公正な調査を実施するため、弁護士の参画を得て、社会保険庁本庁及び各社会保険事務局に、それぞれ社会保険庁総務部長及び社会保険事務局長を主査とする服務関係調査班を設置し調査を実施する。

4. 調査対象期間

平成9年4月1日～19年9月30日まで(過去10年間)
ただし、管理者本人に係る調査については、全勤務期間を対象とする。

5. スケジュール

調査期間は、2ヶ月程度。
調査後、事実関係の確認、処分実施等を含め原則として平成20年3月終了予定。

6. 処分について

調査の結果、服務違反行為があったとき(監督者責任を含む。)は、国家公務員法等に基づき処分を行う。

7. 公表について

調査結果取りまとめ後、速やかに公表(年金業務・組織再生会議に報告)する。

平成 19 年 1 2 月 6 日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁総務部職員課長
(公印省略)

社会保険庁職員の服務違反に関する調査について

今般、「年金業務・組織再生会議」において、社会保険庁職員に係る服務違反の実態について、調査の必要があるとの指摘がなされたところである。

そのため、下記により調査を行うこととしたので、遺漏なきよう取り扱われたい。

記

1. 調査対象期間

平成 9 年 4 月 1 日～19 年 9 月 3 0 日まで

ただし、管理者本人に係る調査については、全勤務期間を対象とする。

2. 調査項目等

調査項目は次の各項目のとおりとするが、既に処分済の事案は、調査対象から除外するものとする。

(1) 無許可専従

平成 9 年 4 月 1 日以降の期間に社会保険庁長官の許可を受けないで、連続して 1 年以上の期間、職員団体の役員としてもっぱら従事したものをいう。

(2) 勤務時間内組合活動

勤務時間中に許可を受けないで、職員団体の業務に従事することをいう。

(専従許可を受けた場合、短期従事の許可を受けた場合、当局との適法な交渉に出席する場合及び地方公務員法第 55 条の 2 第 6 項の規定による各都道府県の条例(ながら条例)により認められている活動を行った場合を除く。)

(3) 争議行為

一般にストライキと言われているもので、職員が自己の主張を貫徹するために、団結して労働力の提供を停止し、業務を中止する行為等をいう。

(4) 政治的行為

勤務時間中に政治的目的をもって、公職の選挙における特定の候補者へ投票または投票しないように勧誘運動等を行うこと。

(5) リボン・プレート行動

職員が勤務時間中に一斉に職員団体所定のリボン・プレート等を着用すること。

(6) 兼業

職員が営利企業の役員等の職を兼ね、又は自ら営利企業を営むこと（人事院又は社会保険庁長官の承認を受けた場合を除く。）。
職員が報酬を得て営利企業以外の事業の団体の役員等の職を兼ね、又はあらゆる事業、事務に従事すること（内閣総理大臣又は社会保険庁長官の許可を受けた場合を除く。）。

職員が報酬を得て営利企業以外の事業の団体の役員等の職を兼ね、又はあらゆる事業、事務に従事すること（内閣総理大臣又は社会保険庁長官の許可を受けた場合を除く。）。

(7) 遅刻・欠勤

度重なる遅刻、欠勤で、再三注意を行ったにもかかわらず繰り返したもの。

3. 調査対象者

(1) 管理者調査

平成9年4月1日以降に在職した地方社会保険事務局長の事務局長、次長（東京社会保険事務局及び大阪社会保険事務局にあつては総務部長。以下同じ。）及び総務課長（平成12年3月以前にあつては、都道府県民生主管部（局）保険課（部）長、国民年金課（部）長及び主幹）並びに社会保険事務局長、事務所次長（業務次長を除く。以下同じ。）及び事務所庶務課長（事務所総務課長を含む。以下同じ。）又は同職にあつた者（以下「管理者」という。）。

(2) 行為者調査

管理者調査において、服務違反をしていたとされる職員及び職員であつた者（以下「行為者」という。）。

(3) 第三者調査

無許可専従の調査において、行為者が当時所属した部署の勤務時間管理員（管理者調査の対象者を除く。）、直属の上司、同じ課（係）の職員及び庶務課（総務課）の職員等の本人の勤務状況について把握が可能であつた者（以下「同僚等職員」という。）。

4. 調査の体制

公正な調査を実施するため、社会保険事務局に弁護士が参画する服務関係調査班（以下「調査班」という。）を設置する。

(構成員)

主査	事務局長
特別調査員	弁護士
主任調査員	次長
調査員	総務課長
	社会保険事務所長

5. 調査の方法及び内容

(1) 管理者調査

- ① 「管理者」のうち、現に在職する者に対しては「管理者調査について」(別添1)を、既に退職した者に対しては調査依頼文書(別添2)に「管理者調査について」(別添3)を添付し、調査を実施すること。
- ② 調査班は、管理者から「管理者調査について」(別添1、別添3)の「回答票」及び証拠となる書類等(以下「証拠書類等」という。)を回収し、無許可専従を認めていた又は黙認していた事実(無許可専従が疑われながら確認・指導を行っていなかった場合を含む。以下同じ。)がある場合、若しくはその他服務違反行為をしていた者がいたという事実の報告があった場合は、その内容について確認を行うこと。
- ③ 事務局長は、②の確認後に調査結果を「管理者調査報告書」(別添4)に記入し、署名捺印を行うこと。
- ④ 事務局長は、管理者調査報告書を12月21日(金)までに当職あて「親展」にて送付するとともに、社会保険庁LANシステムの職員課特殊メールアドレスあて報告すること。

注) 各管理者が回答する範囲は、それぞれの在任期間において、社会保険事務局長、次長及び総務課長にあつては、社会保険事務局及び管内の社会保険事務所とし、社会保険事務所長、事務所次長及び総務課長にあつては、当該事務所に所属する職員(行(一)、行(二)、医(一)適用職員に限る。)について回答するものとする。

また、管理者本人に係る服務違反についても調査対象とし、当該管理者の全勤務期間について回答するものとする。

(2) 行為者調査

調査班は、管理者調査の結果「行為者」がいるとの報告があった場合は、「服務違反に関する調査について」(別添5)の「回答票」に報告の内容を記入し、次により行為者調査を実施すること。

なお、管理者調査において服務違反行為を証明できる証拠書類等が提出されている場合は、必要に応じて行為者に提示して調査を実施すること。

① 現職者に対する調査

- ア. 「行為者」のうち現に在職する者について、所属長から今回の調査の趣旨を説明のうえ「服務違反に関する調査について」（別添5）を配布し調査を実施すること。
- イ. 各所属長は、行為者から「服務違反に関する調査について」（別添5）の「回答票」を回収し、「行為者調査報告書（現職者）」（別添6）に記入し、署名捺印を行うこと。
- ウ. 調査班は、各所属長から「服務違反に関する調査について」（別添5）の「回答票」及び「行為者調査報告書（現職者）」（別添6）を回収し、その内容について確認を行うこと。
- エ. 事務局長は、ウの確認後に行為者調査報告書（現職者）に署名捺印を行うこと。
- オ. 事務局長は、行為者調査報告書（現職者）を1月10日（木）までに当職あて「親展」にて送付するとともに、社会保険庁LANシステムの職員課特殊メールアドレスあて報告すること。

② 退職者に対する調査

- ア. 「行為者」のうち退職者について、調査依頼文書（別添7）に「服務違反に関する調査について」（別添5）を添付し、調査を実施すること。
- イ. 調査班は、「服務違反に関する調査について」（別添5）の「回答票」を回収し、その内容について確認を行うこと。
- ウ. 事務局長は、イの確認後に調査結果を「行為者調査報告書（退職者）」（別添8）に記入し、署名捺印を行うこと。
- エ. 事務局長は、行為者調査報告書（退職者）を1月10日（木）までに当職あて「親展」にて送付するとともに、社会保険庁LANシステムの職員課特殊メールアドレスあて報告すること。

(3) 無許可専従の調査にかかる第三者調査

調査班は、無許可専従の調査にかかる管理者調査及び行為者調査の報告の内容を「調査票」（別添9）に記入し、次により第三者調査を実施すること。

① 「行為者」のうち現に在職する者に係る調査

- ア. 「行為者」のうち、現に在職する者の当時の同僚等職員（現職者3名）に対し、それぞれの所属長から今回の調査の趣旨を説明のうえ「調査票」（別添9）を配付し調査を実施すること。

- イ. 各所属長は、同僚等職員から「調査票」(別添9)を回収し、必要記載事項が記入されていることを確認すること。
- ウ. 調査班は、各所属長から「調査票」(別添9)を回収し、その内容について確認を行うこと。
- エ. 事務局長は、ウの確認後に調査結果を「第三者調査報告書(現職者)」(別添10)に記入し、署名捺印を行うこと。
- オ. 事務局長は、第三者調査報告書(現職者)を1月18日(金)までに、当職あて「親展」にて送付するとともに、社会保険庁LANシステムの職員課特殊メールアドレスあて報告すること。

②「行為者」のうち職員であった者に係る調査

- ア. 「行為者」のうち、職員であった者の当時の同僚等職員(現職者3名)に対し、それぞれの所属長から今回の調査の趣旨を説明のうえ「調査票」(別添9)を配付し調査を実施すること。
- イ. 各所属長は、同僚等職員から「調査票」(別添9)を回収し、必要記載事項が記入されていることを確認する。
- ウ. 調査班は、各所属長から「調査票」(別添9)を回収し、その内容について確認を行うこと。
- エ. 事務局長は、ウの確認後に調査結果を「第三者調査報告書(現職者)」(別添11)に記入し、署名捺印を行うこと。
- オ. 事務局長は、第三者調査報告書(退職者)を1月18日(金)までに、当職あて「親展」にて送付するとともに、社会保険庁LANシステムの職員課特殊メールアドレスあて報告すること。

注) 調査の対象とする同僚等職員は、できるだけ勤務時間管理員(当該行為者にかかる管理者調査の対象者を除く)を含むものとし、調査する人数は3名とすること。

6. 事実の確認

調査班は、5の調査結果を踏まえ、服務違反の事実の確認を行うものとする。

(1) 無許可専従の事実の確認

- ① 「管理者」、「行為者」及び「同僚等職員」の申し出が一致するもの
無許可専従の事実を確認し、「最終報告書(現職者)」(別添12)又は「最終報告書(退職者)」(別添13)に記入し、事務局長が署名捺印する。
- ② 「管理者」、「行為者」及び「同僚等職員」の申し出が一致しないもの
 - ア. 調査班は、「管理者」、「行為者」及び「同僚等職員」への聴き取り調査を行い(特別調査員は必ず立ち会うこと)、三者の意見が一致した場

合には無許可専従の事実を確認し、意見が一致しない場合は「調査経過報告書」(別添 14) にそれぞれの意見の内容等を記入するとともに、特別調査員の意見を付すこと。

イ. 事務局長は、アの結果、三者の意見が一致した場合は調査結果を「最終報告書(現職者)」(別添 12) 又は「最終報告書(退職者)」(別添 13) に記入し署名捺印を行い、三者の意見が一致しない場合は「調査経過報告書」(別添 14) に署名捺印を行うこと。

(2) 無許可専従以外の服務違反

① 「管理者」、「行為者」の申し出が一致し、それを証明できる証拠書類等が存在するもの

ア. 調査班は、同僚等職員への第三者調査を行い、三者の意見が一致した場合には、服務違反の事実を確認し、意見が一致しない場合は「調査経過報告書」(別添 14) にそれぞれの意見の内容等を記入するとともに、特別調査員の意見を付すこと。

② 「管理者」、「行為者」の申し出が一致するが、それを証明できる証拠書類等が存在しないもの

ア. 調査班は、同僚等職員への第三者調査を行い、三者の意見が一致した場合には、服務違反の事実を確認し、意見が一致しない場合は「調査経過報告書」(別添 14) にそれぞれの意見の内容等を記入するとともに、特別調査員の意見を付すこと。

イ. 事務局長は、アの結果、三者の意見が一致した場合は調査結果を「最終報告書(現職者)」(別添 12) 又は「最終報告書(退職者)」(別添 13) に記入し署名捺印を行い、三者の意見が一致しない場合は「調査経過報告書」(別添 14) に署名捺印を行うこと。

③ 「管理者」、「行為者」の申し出が一致しないが、その一部について証明できる証拠書類等が存在するもの

ア. 調査班は、「管理者」及び「行為者」への聴き取り調査(特別調査員は必ず立ち会うこと)を行うとともに、必要に応じて同僚等職員への第三者調査を行い、三者の意見が一致した場合には、服務違反の事実を確認し、意見が一致しない場合は「調査経過報告書」(別添 14) にそれぞれの意見の内容等を記入するとともに、特別調査員の意見を付すこと。

イ. 事務局長は、アの結果、三者の意見が一致した場合は調査結果を「最終報告書(現職者)」(別添 12) 又は「最終報告書(退職者)」(別添 13) に記入し署名捺印を行い、三者の意見が一致しない場合は「調査経過報告書」(別添 13) に署名捺印を行うこと。

④ 「管理者」、「行為者」の意見が一致せず、それを証明できる証拠書類も存在しないもの

服務違反の事実の確認は行わず、両者の意見の内容等を記載した文書を作成し、特別調査員の意見を付して当職あて報告すること。

7. 調査結果報告書の提出

(1) 「最終報告書」及び「調査経過報告書」並びに「管理者調査回答票（証拠書類等を含む。）」、「行為者調査回答票」及び「第三者調査票」は、当職あて「親展」にて送付するとともに、「最終報告書」を社会保険庁LANシステムの職員課特殊メールアドレスあて報告すること。

(2) 提出期限

- ① 「行為者」のうち現に在職する者にかかるもの
平成20年1月30日（水）
- ② 「行為者」のうち職員であった者にかかるもの
平成20年2月 6日（水）

【照会先】

社会保険庁総務部職員課

上席調査官：小野塚（内線 3522）

調査官：村田（内線 3524）

直通：03-3505-2709

管理者調査について

この調査は、これまであなたが社会保険事務局（平成12年3月以前にあっては都道府県民生主管部(局)保険課(部)、国民年金課(部)）または社会保険事務所に管理者として在任した期間において、所属する職員が次に掲げる服務違反行為をしていたか否かについて調査をするものです。

また、この調査は管理者本人のことについても調査対象としていますので、あなた自身が服務違反行為をしていたか否かについてもあわせて回答してください。

I 調査概要

1. 調査対象とする服務違反行為（既に処分済の事案については、調査対象から除外します。）

- (1) 無許可専従
- (2) 勤務時間内組合活動
- (3) 争議行為
- (4) 政治的行為
- (5) リボン・プレート行動
- (6) 兼業
- (7) 遅刻・欠勤

2. 調査対象期間

平成9年4月1日～19年9月30日まで。

ただし、管理者本人に係る調査については、全勤務期間を対象とします。

3. 調査対象とする管理者

社会保険事務局の事務局長、次長（東京社会保険事務局及び大阪社会保険事務局にあっては総務部長。以下同じ。）及び総務課長（平成12年3月以前にあっては、都道府県民生主管部(局)保険課(部)長、国民年金課(部)長及び主幹）並びに社会保険事務所長、事務所次長（業務次長を除く。以下同じ。）及び事務所庶務課長（総務課長を含む。以下同じ。）又は同職にあった者とします。

4. 調査回答の範囲

管理者として調査に回答する範囲は、それぞれの在任期間において、事務局長、次長及び総務課長にあっては社会保険事務局及び管内の総ての社会保険事務所について、社会保険事務所長、事務所次長及び庶務課長にあっては

当該事務所に所属する職員とします。

5. 証拠書類等（1-1)の無許可専従調査を除く。）

調査の結果、職員がサービス違反行為をしていたことが認められた場合には、行為者等を処分することになりますので、サービス違反行為の具体的な内容（年月日、時間等）を詳細に記入するとともに、サービス違反行為をしていたことを証明することができる証拠書類等を極力添付して提出するようにしてください。

6. サービス違反行為をしていた職員については、現在、在職者であるか退職者であるかにかかわらず回答してください。

II 調査票

次の質問について「回答票」に記入し、署名捺印のうえ提出してください。

なお、サービス違反行為の事実を知らず、虚偽の回答を行ったことが判明したときには、処分の対象となる場合があります。

1. 無許可専従について

1-1 あなたが管理者として在任した期間において、所属する職員が専従退職の許可を受けずに、職員団体の業務に役員としてもっぱら従事（以下、「無許可専従」という。）することを認めた又は黙認した事実（無許可専従が疑われながら確認・指導を行っていなかった場合を含む。）がありますか。

あなた自身のことについても、あわせて回答してください。

- ①ある ②ない

※ この調査において「無許可専従」とは、社会保険庁長官の許可を受けずに、連続して1年以上の期間、職員団体の業務に役員としてもっぱら従事したものをいいます。

1-2 1-1で「①ある」と回答した場合は、次の項目についてすべて記入してください。

- ① 無許可専従をしていた職員の氏名
- ② 無許可専従の期間
- ③ ②の期間の当該職員の所属、役職
- ④ 無許可専従先の職員団体の名称
- ⑤ ②の期間及びその前後の期間におけるあなたの所属、役職

2. 勤務時間内組合活動について

2-1 あなたが管理者として在任した期間において、所属する職員が勤務時間中に許可を受けずに又は休暇を取得しないで職員団体の業務に従事等し

ていた事実がありますか。

あなた自身のことについても、あわせて回答してください。

①ある ②ない

※1 勤務時間内組合活動については、次の場合は認められていますので、回答に当たっては除外してください。

i 専従許可を受けている場合

ii 当局との適法な交渉（交渉事項、交渉手続き等が適法な交渉であって、当該職員が職員団体から交渉出席者として指名されていた場合）

iii 地方公務員法第55条の2第6項の規定に基づく各都道府県の条例（いわゆる「ながら条例」。）により認められている活動である場合

※2 勤務時間内組合活動等とは、例えば許可を受けずに執行委員会へ出席、組合大会の準備、上部団体の会合出席その他組合主催の会合等への出席などをすることです。

※3 違法なデモや集会への参加は、許可の対象とはなりません。

2-2 2-1で「①ある」と回答した方は、次の項目についてすべて記入してください。

- ① 勤務時間内組合活動等を行っていた職員の氏名
- ② 勤務時間内組合活動等を行っていた年月日及び時間（何時何分～何時何分まで）
- ③ ②の時期の当該職員の所属、役職
- ④ 勤務時間内組合活動等の具体的な内容
- ⑤ ②の時期におけるあなたの所属、役職

※ 年月日及び時間については、記憶が明確でない場合には分かる範囲で何年何月頃、何時頃と記入してください。

2-3 2-1で「①ある」と回答した方にお尋ねします。当該職員が勤務時間内組合活動等を行っていたことを証明できる書類等がありますか。ある場合には回答票に添付して提出してください。添付が困難な場合、証拠となり得る情報について可能な限り詳細に記載してください。

※ 証明できる書類等とは、例えば職員団体の発行した機関誌などで当該職員が会合に参加したことが確認できるものです。

3. 争議行為について

3-1 あなたが管理者として在任した期間において、所属する職員がストライキ等の争議行為を企て、共謀し、あおり等の行為（以下「企て等」という。）を行っていた事実がありますか。

あなた自身のことについても、あわせて回答してください。

- ①ある ②ない

※1 争議行為には、労働者が自己の主張を貫徹するために団結して、労働力の提供を停止し、作業を中止する「同盟罷業（ストライキ）」や、労働者が業務を継続しながら、その能率を意識的に低下させる「怠業（サボタージュ）」があり、国家公務員法においてはその目的のいかんを問わず、職員が組織的に国の正常な業務の運営を阻害する一切の行為を争議行為と言います。

※2 争議行為の具体的な事例としては、ストライキや勤務時間内職場集会などがあります。

3-2 3-1で「①ある」と回答した方は、次の項目についてすべて記入してください。

- ① 争議行為の企て等を行っていた職員の氏名
- ② 争議行為を行った年月日及び時間（何時何分～何時何分まで）
- ③ ②の時期の当該職員の所属、役職
- ④ 争議行為の具体的な内容
- ⑤ ②の時期におけるあなたの所属、役職

※ 年月日及び時間については、記憶が明確でない場合には分かる範囲で何年何月頃、何時頃と記入してください。

3-3 3-1で「①ある」と回答した方にお尋ねします。当該職員が争議行為の企て等を行っていたことを証明できる書類等がありますか。ある場合には回答票に添付して提出してください。添付が困難な場合、証拠となり得る情報について可能な限り詳細に記載してください。

※ 証明できる書類等とは、例えば職員団体に争議行為の中止を申し入れた警告書の写し、争議行為を実施した当日の現認書、指令書、写真、機関誌、ピラ等、当該職員が争議行為の企て等を行い、争議行為が実施されたことが確認できるものです。

4. 政治的行為について

4-1 あなたが管理者として在任した期間において、所属する職員が勤務時間中に政治的目的をもって、公職の選挙における特定の候補者への投票又は投票しないように勧誘運動を行う等の政治的行為を行っていた事実がありますか。

あなた自身のことについても、あわせて回答してください。

- ①ある ②ない

※1 具体的な政治的行為の事例として、次のものがあります。

i 政党への入党勧誘運動

特定の政党その他の政治的団体の構成員となるように、又はならないように勧誘運動をすること（人事院規則14-7第6項第6号）

→「勧誘運動をすること」とは、組織的、計画的又は継続的に勧誘することをいい、例えば党員倍加運動のような行為はその例です。したがって、たまたま友人間で入党について話し合うようなことは該当しません。

ii 選挙での投票勧誘運動

政治的目的をもって衆議院議員等の公職の選挙、最高裁判所裁判官の任命に関する国民審査の投票又は地方公共団体の議会の解散若しくは地方公共団体の長等の解職の請求に関する投票において、投票するように、又はしないように勧誘運動をすること（人事院規則14-7第6項第8号）

→「勧誘運動をすること」とは、組織的、計画的又は継続的に勧誘することをいいます。したがって、選挙に際し、たまたま街頭であった友人に投票を依頼するような行為は該当しません。

iii 政党機関誌の発行、配付等

政党その他の政治的団体の機関誌たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配付し又はこれらの行為を援助すること（人事院規則14-7第6項第7号）

→自己の購読した機関誌の一部をたまたま友人に貸して読ませるような行為及び単なる投稿等は該当しません。

4-2 4-1で「①ある」と回答した方は、次の項目についてすべて記入してください。

- ① 政治的行為を行っていた職員の氏名
- ② 政治的行為を行った年月日及び時間（何時何分～何時何分まで）
- ③ ②の時期の当該職員の所属、役職
- ④ 政治的行為の具体的な内容
- ⑤ ②の時期におけるあなたの所属、役職

※ 年月日及び時間については、記憶が明確でない場合には分かる範囲で何年何月頃、何時頃と記入してください。

4-3 4-1で「①ある」と回答した方にお尋ねします。当該職員が政治的行為を行っていたことを証明できる書類等がありますか。ある場合には回答票に添付して提出してください。添付が困難な場合、証拠となり得る情報について可能な限り詳細に記載してください。

※ 証明できる書類等とは、例えば当該職員が政治的活動を行っていた現場を確認したことを文書に記録した現認書等、当該職員が政治的行為を行っていたことが確認できるものです。

5. リボン・プレート着用行動について

5-1 あなたが管理者として在任した期間において、所属する職員が勤務時間中に一斉に職員団体所定のリボン、プレート等を着用して勤務する行為を企画し、又は指導を行っていた事実がありますか。

あなた自身のことについても、あわせて回答してください。

①ある ②ない

5-2 5-1で「①ある」と回答した方は、次の項目についてすべて記入してください。

- ① リボン・プレート着用行動を企画し、又は指導を行っていた職員の氏名
- ② リボン・プレート着用行動を行った年月日及び時間（何時何分～何時何分まで）
- ③ ②の時期の当該職員の所属、役職
- ④ リボン・プレートに記載されていた具体的な内容
- ⑤ ②の時期におけるあなたの所属、役職

※ 年月日及び時間については、記憶が明確でない場合には分かる範囲で何年何月頃、何時頃と記入してください。

5-3 5-1で「①ある」と回答した方にお尋ねします。当該職員がリボン・プレート着用行為を行っていたことを証明できる書類等がありますか。ある場合には回答票に添付して提出してください。添付が困難な場合、証拠となり得る情報について可能な限り詳細に記載してください。

※ 証明できる書類等とは、例えば職員団体にリボン・プレート着用行為の中止を申し入れた警告書の写し、当該職員がリボン・プレート着用行為を行っていた現場を確認したことを文書に記録した現認書、写真、機関誌、リボン・プレート着用を指示した文書、ピラ等、当該職員がリボン・プレート着用行為を行っていたことが確認できるものです。

6. 兼業

6-1 あなたが管理者として在任した期間において、所属する職員が許可を受けずに、営利企業の役員等の職を兼ね、又は自ら営利企業を営むことや、職員が報酬を得て営利企業以外の事業の団体の役員等の職を兼ね、又はあらゆる事業、事務に従事していた事実がありますか。

あなた自身のことについても、あわせて回答してください。

①ある ②ない

※ 営利企業との兼職については、報酬の有無は問いません。「役員等」とは、取締役、監査役、理事、支配人、発起人、清算人やこれに準ずるものが含まれます。「自ら営利企業を営む」には、自家消費を超えた営利の農林漁業の自営や不動産経営などが含まれます。ただし、人事院又は社会保険庁長官の承認を受けている場合には該当しません。

また、営利企業以外の事業の団体（非営利企業）や、その他のあらゆる事業、事務との兼職については、報酬を得て職務以外の事業又は事務に継続的又は定期的に従事する場合をいいます。したがって、たまたま依頼されて講演をし、あるいは雑誌に論文を掲載して謝金を得たような場合は、規制の対象にはなりません。また報酬とは、労務、仕事の完成、事務処理の対価として支払われる金銭その他の有価物をいい、対価ではない謝礼や実費弁済は含まれません。また、内閣総理大臣又は社会保険庁長官の許可を受けている場合には該当しません。

6-2 6-1で「①ある」と回答した方は、次の項目についてすべて記入してください。

- ① 兼業を行っていた職員の氏名
- ② 兼業を行っていた期間（何年何月何日～何年何月何日まで）
- ③ ②の時期の当該職員の所属、役職
- ④ 当該職員が行っていた兼業の具体的な内容
- ⑤ ②の時期におけるあなたの所属、役職

※ 期間については、記憶が明確でない場合には分かる範囲で何年何月頃と記入してください。

6-3 6-1で「①ある」と回答した方にお尋ねします。当該職員が兼業を行っていたことを証明できる書類等がありますか。ある場合には調査回答表に添付して提出してください。添付が困難な場合、証拠となり得る情報について可能な限り詳細に記載してください。

※ 証明できる書類等とは、例えば当該営利企業の役員名簿等、当該職員が兼業を行っていたことが確認できるものです。

7. 遅刻・欠勤について

7-1 あなたが管理者として在任した期間において、所属する職員が正当な理由なく、度重なる遅刻・欠勤をし、再三注意をしたにもかかわらず繰り返した事実がありますか（年次休暇が提出されているものは除きます。）。

あなた自身のことについても、あわせて回答してください。

- ①ある ②ない

※ 正当な理由とは、例えば年次休暇の残のない職員が、災害、家族の病気、育児、介護その他の事情により事前または事後に連絡して勤務につかないことなどです。

7-2 7-1で「①ある」と回答した方は、次の項目についてすべて記入してください。

- ① 遅刻・欠勤を繰り返していた職員の氏名
- ② 遅刻・欠勤をした年月日及び時間（何時何分～何時何分まで）
- ③ ②の時期の当該職員の所属、役職
- ④ 当該職員が遅刻・欠勤を繰り返した理由
- ⑤ ②の時期におけるあなたの所属、役職

※ 年月日及び時間については、記憶が明確でない場合には分かる範囲で何年何月頃、何時頃と記入してください。

7-3 7-1で「①ある」と回答した方にお尋ねします。当該職員が遅刻、欠勤していたことを証明できる書類等がありますか。ある場合には調査回答表に添付して提出してください。添付が困難な場合、証拠となり得る情報について可能な限り詳細に記載してください。

※ 証明できる書類等とは、例えば欠勤の表示がされた出勤簿等、当該職員が遅刻、欠勤を繰り返していたことが確認できるものです。

回答票

<無許可専従調査にかかる回答>

1-1 (無許可専従することを認めた又は黙認した事実の有無)

いずれかに○をつけてください。

①ある	②ない
-----	-----

1-2 (無許可専従の状況)

①	無許可専従をしていた職員の氏名	
②	無許可専従の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
③	②の期間の当該職員の所属、役職	
④	無許可専従先の職員団体の名称	
⑤	②の期間及びその前後の期間におけるあなたの所属、役職	年 月 ~ 年 月 年 月 ~ 年 月

※無許可専従をしていた職員が複数人である場合等、この欄に書ききれない場合は適宜コピーするなどして記入してください。

<無許可専従調査以外の服務違反調査にかかる回答>

○服務違反の事実の有無 (調査質問票の質問番号 2-1, 3-1, 4-1, 5-1, 6-1, 7-1)

それぞれについて、いずれかに○をつけてください。

2-1		3-1		4-1		5-1	
時間内組合活動の有無		争議行為の有無		政治的行為の有無		リボンプレート着用行動の有無	
①	②	①	②	①	②	①	②
ある	ない	ある	ない	ある	ない	ある	ない

6-1		7-1	
兼業の有無		遅刻・欠勤の有無	
①	②	①	②
ある	ない	ある	ない

(別添1)

(うら面)

※各サービス違反行為に共通の回答票です。

サービス違反の事実があるとしたものについて、回答を記入してください。

なお、複数のサービス違反あるとき等は、適宜回答票をコピーするなどして記入してください。

○サービス違反の内容（調査質問票の質問番号 2-2, 3-2, 4-2, 5-2, 6-2, 7-2）

事項	内容
調査票の質問番号	
①氏名	
②年月日、時間、期間等	
③当該職員の所属、役職等	
④具体的内容、理由等	
⑤あなたの所属、役職等	

○サービス違反を証明できる書類等の有無

(調査質問票の質問番号 2-3, 3-3, 4-3, 5-3, 6-3, 7-3)

事項	内容
書類等の有無（○をつけてください）	①ある ②ない
回答表に添付する証拠書類 (書類等の名称を記入してください)	

上記については、私が管理者として承知しているすべてであることを宣誓します。

平成19年 月 日

所属： _____

氏名： _____

印

(別添2)

(社会保険事務局長から退職した管理者への調査依頼文書のひな形)

平成19年12月 日

〇〇 〇〇 殿

〇〇社会保険事務局長

社会保険庁職員の服務違反に関する調査について

社会保険事業の推進につきましては、平素より多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成22年に発足する日本年金機構の業務の委託の推進に関する基本的事項及び職員の採用についての基本的な事項について、その基本計画を定めるにあたっては「年金業務・組織再生会議」に意見を聴くこととされています。

今般、同会議より社会保険庁職員に係る服務違反の実態について、調査の必要があるとの指摘がなされたところです。

つきましては、社会保険事務局長の事務局長、次長（東京社会保険事務局及び大阪社会保険事務局にあつては総務部長。）及び総務課長（平成12年3月以前にあつては、都道府県民生主管部(局)保険課長、国民年金課長及び主幹）並びに社会保険事務所長、事務所次長（業務次長を除く。）及び事務所庶務課長（総務課長を含む。）の職にあつた者に対し、事実関係の調査を行うことといたしました。

同封いたしました「管理者調査について」をご覧のうえ「回答票」に御記入いただき、〇月〇日までに、当方まで御返送いただきますよう、宜しく御願い申し上げます。

なお、上記期限までに御返送いただけなかった場合には、該当する事項がないものとして取り扱わせていただきますので、あらかじめ御承知おき願います。

【連絡先】

〇〇社会保険事務局〇〇課

〇〇課長 〇〇 〇〇

電話：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

管理者調査について

この調査は、あなたが社会保険の職場を退官されるまでに、社会保険事務局（平成12年3月以前にあっては都道府県民生主管部(局)保険課(部)、国民年金課(部)）または社会保険事務所に管理者として在任した期間において、所属する職員が次に掲げるサービス違反行為をしていたか否かについて調査をするものです。

また、この調査は管理者本人のことについても調査対象としていますので、あなた自身がサービス違反行為をしていたか否かについてもあわせて回答してください。

I 調査概要

1. 調査対象とするサービス違反行為（既に処分済の事案については、調査対象から除外します。）

- (1) 無許可専従
- (2) 勤務時間内組合活動
- (3) 争議行為
- (4) 政治的行為
- (5) リボン・プレート行動
- (6) 兼業
- (7) 遅刻・欠勤

2. 調査対象期間

平成9年4月1日～19年9月30日まで

ただし、管理者本人に係る調査については、全勤務期間を対象とします。

3. 調査対象とする管理者

社会保険事務局の事務局長、次長（東京社会保険事務局及び大阪社会保険事務局にあっては総務部長。以下同じ。）及び総務課長（平成12年3月以前にあっては、都道府県民生主管部(局)保険課(部)長、国民年金課(部)長及び主幹）並びに社会保険事務所長、事務所次長（業務次長を除く。以下同じ。）及び事務所庶務課長（総務課長を含む。以下同じ。）又は同職にあった者とします。

4. 調査回答の範囲

管理者として調査に回答する範囲は、それぞれの在任期間において、事務局長、次長及び総務課長にあっては社会保険事務局及び管内の総ての社会保

除事務所について、社会保険事務所長、事務所次長及び庶務課長にあつては当該事務所に所属する職員とします。

5. 証拠書類等（1-1)の無許可専従調査を除く。）

調査の結果、職員が服務違反行為をしていたことが認められた場合には、行為者等を処分することになりますので、服務違反行為の具体的な内容（年月日、時間等）を詳細に記入するとともに、服務違反行為をしていたことを証明することができる証拠書類等を極力添付して提出するようにしてください。

6. 服務違反行為をしていた職員については、現在、在職者であるか退職者であるかにかかわらず回答してください。

II 調査票

次の質問について「回答票」に記入し、署名捺印のうえ提出してください。

なお、服務違反行為の事実を知りながら、そのことを回答しなかったことが判明したときには、処分の対象となる場合があります。

1. 無許可専従について

1-1 あなたが管理者として在任した期間において、所属する職員が専従休職の許可を受けずに、職員団体の業務に役員としてもっぱら従事（以下、「無許可専従」という。）することを認めた又は黙認した事実（無許可専従が疑われながら確認・指導を行っていなかった場合を含む。）がありますか。

あなた自身のことについても、あわせて回答してください。

- ①ある ②ない

※ この調査において「無許可専従」とは、社会保険庁長官の許可を受けないで、連続して1年以上の期間、職員団体の業務に役員としてもっぱら従事したものをいいます。

1-2 1-1で「①ある」と回答した場合は、次の項目についてすべて記入してください。

- ① 無許可専従をしていた職員の氏名
- ② 無許可専従の期間
- ③ ②の期間の当該職員の所属、役職
- ④ 無許可専従先の職員団体の名称
- ⑤ ②の期間及びその前後の期間におけるあなたの所属、役職

2. 勤務時間内組合活動について

2-1 あなたが管理者として在任した期間において、所属する職員が勤務時間

中に許可を受けないで又は休暇を取得しないで職員団体の業務に従事等していた事実がありますか。

あなた自身のことについても、あわせて回答してください。

- ①ある ②ない

※1 勤務時間内組合活動については、次の場合は認められていますので、回答に当たっては除外してください。

i 専従許可を受けている場合

ii 当局との適法な交渉（交渉事項、交渉手続き等が適法な交渉であって、当該職員が職員団体から交渉出席者として指名されていた場合）

iii 地方公務員法第55条の2第6項の規定に基づく各都道府県の条例（いわゆる「ながら条例」。）により認められている活動である場合

※2 勤務時間内組合活動等とは、例えば許可を受けないで執行委員会へ出席、組合大会の準備、上部団体の会合出席その他組合主催の会合等への出席などをすることです。

※3 違法なデモや集会への参加は、許可の対象とはなりません。

2-2 2-1で「①ある」と回答した方は、次の項目についてすべて記入してください。

- ① 勤務時間内組合活動等を行っていた職員の氏名
- ② 勤務時間内組合活動等を行っていた年月日及び時間（何時何分～何時何分まで）
- ③ ②の時期の当該職員の所属、役職
- ④ 勤務時間内組合活動等の具体的な内容
- ⑤ ②の時期におけるあなたの所属、役職

※ 年月日及び時間については、記憶が明確でない場合には分かる範囲で何年何月頃、何時頃と記入してください。

2-3 2-1で「①ある」と回答した方にお尋ねします。当該職員が勤務時間内組合活動等を行っていたことを証明できる書類等がありますか。ある場合には回答票に添付して提出してください。添付が困難な場合、証拠となり得る情報について可能な限り詳細に記載してください。

※ 証明できる書類等とは、例えば職員団体の発行した機関誌などで当該職員が会合に参加したことが確認できるものです。

3. 争議行為について

3-1 あなたが管理者として在任した期間において、所属する職員がストライキ等の争議行為を企て、共謀し、あおり等の行為（以下「企て等」という。）

を行っていた事実がありますか。

あなた自身のことについても、あわせて回答してください。

- ①ある ②ない

※1 争議行為には、労働者が自己の主張を貫徹するために団結して、労働力の提供を停止し、作業を中止する「同盟罷業（ストライキ）」や、労働者が業務を継続しながら、その能率を意識的に低下させる「怠業（サボタージュ）」があり、国家公務員法においてはその目的のいかんを問わず、職員が組織的に国の正常な業務の運営を阻害する一切の行為を争議行為と言います。

※2 争議行為の具体的な事例としては、ストライキや勤務時間内職場集会などがあります。

3-2 3-1で「①ある」と回答した方は、次の項目についてすべて記入してください。

- ① 争議行為の企て等を行っていた職員の氏名
- ② 争議行為を行った年月日及び時間（何時何分～何時何分まで）
- ③ ②の時期の当該職員の所属、役職
- ④ 争議行為の具体的な内容
- ⑤ ②の時期におけるあなたの所属、役職

※ 年月日及び時間については、記憶が明確でない場合には分かる範囲で何年何月頃、何時頃と記入してください。

3-3 3-1で「①ある」と回答した方にお尋ねします。当該職員が争議行為の企て等を行っていたことを証明できる書類等がありますか。ある場合には回答票に添付して提出してください。添付が困難な場合、証拠となり得る情報について可能な限り詳細に記載してください。

※ 証明できる書類等とは、例えば職員団体に争議行為の中止を申し入れた警告書の写し、争議行為を実施した当日の現認書、指令書、写真、機関誌、ビラ等、当該職員が争議行為の企て等を行い、争議行為が実施されたことが確認できるものです。

4. 政治的行為について

4-1 あなたが管理者として在任した期間において、所属する職員が勤務時間中に政治的目的をもって、公職の選挙における特定の候補者への投票又は投票しないように勧誘運動を行う等の政治的行為を行っていた事実がありますか。

あなた自身のことについても、あわせて回答してください。

- ①ある ②ない

※1 具体的な政治的行為の事例として、次のものがあります。

i 政党への入党勧誘運動

特定の政党その他の政治的団体の構成員となるように、又はならないように勧誘運動をすること（人事院規則14-7第6項第6号）

→「勧誘運動をすること」とは、組織的、計画的又は継続的に勧誘することをいい、例えば党員倍加運動のような行為はその例です。したがって、たまたま友人間で入党について話し合うようなことは該当しません。

ii 選挙での投票勧誘運動

政治的目的をもって衆議院議員等の公職の選挙、最高裁判所裁判官の任命に関する国民審査の投票又は地方公共団体の議会の解散若しくは地方公共団体の長等の解職の請求に関する投票において、投票するように、又はしないように勧誘運動をすること（人事院規則14-7第6項第8号）

→「勧誘運動をすること」とは、組織的、計画的又は継続的に勧誘することをいいます。したがって、選挙に際し、たまたま街頭であった友人に投票を依頼するような行為は該当しません。

iii 政党機関誌の発行、配付等

政党その他の政治的団体の機関誌たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配付し又はこれらの行為を援助すること（人事院規則14-7第6項第7号）

→自己の購読した機関誌の一部をたまたま友人に貸して読ませるような行為及び単なる投稿等は該当しません。

4-2 4-1で「①ある」と回答した方は、次の項目についてすべて記入してください。

- ① 政治的行為を行っていた職員の氏名
- ② 政治的行為を行った年月日及び時間（何時何分～何時何分まで）
- ③ ②の時期の当該職員の所属、役職
- ④ 政治的行為の具体的な内容
- ⑤ ②の時期におけるあなたの所属、役職

※ 年月日及び時間については、記憶が明確でない場合には分かる範囲で何年何月頃、何時頃と記入してください。

4-3 4-1で「①ある」と回答した方にお尋ねします。当該職員が政治的行為を行っていたことを証明できる書類等がありますか。ある場合には回答票に添付して提出してください。添付が困難な場合、証拠となり得る情報について可能な限り詳細に記載してください。

※ 証明できる書類等とは、例えば当該職員が政治的活動を行っていた現場を確認したことを文書に記録した現認書等、当該職員が政治的行為を行っていたことが確認できるも

のです。

5. リボン・プレート着用行動について

5-1 あなたが管理者として在任した期間において、所属する職員が勤務時間中に一斉に職員団体所定のリボン、プレート等を着用して勤務する行為を企画し、又は指導を行っていた事実がありますか。

あなた自身のことについても、あわせて回答してください。

- ①ある ②ない

5-2 5-1で「①ある」と回答した方は、次の項目についてすべて記入してください。

- ① リボン・プレート着用行動を企画し、又は指導を行っていた職員の氏名
- ② 政治的行為を行った年月日及び時間（何時何分～何時何分まで）
- ③ ②の時期の当該職員の所属、役職
- ④ リボン・プレートに記載されていた具体的な内容
- ⑤ ②の時期におけるあなたの所属、役職

※ 年月日及び時間については、記憶が明確でない場合には分かる範囲で何年何月頃、何時頃と記入してください。

5-3 5-1で「①ある」と回答した方にお尋ねします。当該職員がリボン・プレート着用行為を行っていたことを証明できる書類等がありますか。ある場合には回答票に添付して提出してください。添付が困難な場合、証拠となり得る情報について可能な限り詳細に記載してください。

※ 証明できる書類等とは、例えば職員団体にリボン・プレート着用行為の中止を申し入れた警告書の写し、当該職員がリボン・プレート着用行為を行っていた現場を確認したことを文書に記録した現認書、写真、機関誌、リボン・プレート着用を指示した文書、ビラ等、当該職員がリボン・プレート着用行為を行っていたことが確認できるものです。

6. 兼業

6-1 あなたが管理者として在任した期間において、所属する職員が許可を受けずに、営利企業の役員等の職を兼ね、又は自ら営利企業を営むことや、職員が報酬を得て営利企業以外の事業の団体の役員等の職を兼ね、又はあらゆる事業、事務に従事していた事実がありますか。

あなた自身のことについても、あわせて回答してください。

- ①ある ②ない

※ 営利企業との兼職については、報酬の有無は問いません。「役員等」とは、取締役、監査役、理事、支配人、発起人、清算人やこれに準ずるものが含まれます。「自ら営利企業を営む」には、自家消費を超えた営利の農林漁業の自営や不動産経営などが含まれます。ただし、人事院又は社会保険庁長官の承認を受けている場合には該当しません。

また、営利企業以外の事業の団体（非営利企業）や、その他のあらゆる事業、事務との兼職については、報酬を得て職務以外の事業又は事務に継続的又は定期的に従事する場合をいいます。したがって、たまたま依頼されて講演をし、あるいは雑誌に論文を掲載して謝金を得たような場合は、規制の対象にはなりません。また報酬とは、労務、仕事の完成、事務処理の対価として支払われる金銭その他の有価物をいい、対価ではない謝礼や実費弁済は含まれません。また、内閣総理大臣又は社会保険庁長官の許可を受けている場合には該当しません。

6-2 6-1で「①ある」と回答した方は、次の項目についてすべて記入してください。

- ① 兼業を行っていた職員の氏名
- ② 兼業を行っていた期間（何年何月何日～何年何月何日まで）
- ③ ②の時期の当該職員の所属、役職
- ④ 当該職員が行っていた兼業の具体的な内容
- ⑤ ②の時期におけるあなたの所属、役職

※ 期間については、記憶が明確でない場合には分かる範囲で何年何月頃と記入してください。

6-3 6-1で「①ある」と回答した方にお尋ねします。当該職員が兼業を行っていたことを証明できる書類等がありますか。ある場合には調査回答表に添付して提出してください。添付が困難な場合、証拠となり得る情報について可能な限り詳細に記載してください。

※ 証明できる書類等とは、例えば当該営利企業の役員名簿等、当該職員が兼業を行っていたことが確認できるものです。

7. 遅刻・欠勤について

7-1 あなたが管理者として在任した期間において、所属する職員が正当な理由なく、度重なる遅刻・欠勤をし、再三注意をしたにもかかわらず繰り返した事実がありますか（年次休暇が提出されているものは除きます。）。

あなた自身のことについても、あわせて回答してください。

- ①ある ②ない

※ 正当な理由とは、例えば年次休暇の残のない職員が、災害、家族の病気、育児、介護その他の事情により事前または事後に連絡して勤務につかないことなどです。

7-2 7-1で「①ある」と回答した方は、次の項目についてすべて記入してください。

- ① 遅刻・欠勤を繰り返していた職員の氏名
- ② 遅刻・欠勤をした年月日及び時間（何時何分～何時何分まで）
- ③ ②の時期の当該職員の所属、役職
- ④ 当該職員が遅刻・欠勤を繰り返した理由
- ⑤ ②の時期におけるあなたの所属、役職

※ 年月日及び時間については、記憶が明確でない場合には分かる範囲で何年何月頃、何時頃と記入してください。

7-3 7-1で「①ある」と回答した方にお尋ねします。当該職員が遅刻、欠勤していたことを証明できる書類等がありますか。ある場合には調査回答表に添付して提出してください。添付が困難な場合、証拠となり得る情報について可能な限り詳細に記載してください。

※ 証明できる書類等とは、例えば欠勤の表示がされた出勤簿等、当該職員が遅刻、欠勤を繰り返していたことが確認できるものです。

回答票

<無許可専従調査にかかる回答>

1-1 (無許可専従することを認めた又は黙認した事実の有無)

いずれかに○をつけてください。

①ある	②ない
-----	-----

1-2 (無許可専従の状況)

①	無許可専従をしていた職員の氏名	
②	無許可専従の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
③	②の期間の当該職員の所属、役職	
④	無許可専従先の職員団体の名称	
⑤	②の期間及びその前後の期間におけるあなたの所属、役職	年 月 ~ 年 月 年 月 ~ 年 月

※無許可専従をしていた職員が複数人である場合等、この欄に書ききれない場合は適宜コピーするなどして記入してください。

<無許可専従調査以外の服務違反調査にかかる回答>

○服務違反の事実の有無 (調査質問票の質問番号 2-1, 3-1, 4-1, 5-1, 6-1, 7-1)

それぞれについて、いずれかに○をつけてください。

2-1		3-1		4-1		5-1	
時間組合内 活動の有無		争議行為 の有無		政治的行為 の有無		リボンフレット着用 行動の有無	
①	②	①	②	①	②	①	②
ある	ない	ある	ない	ある	ない	ある	ない

6-1		7-1	
兼業 の有無		遅刻・欠勤 の有無	
①	②	①	②
ある	ない	ある	ない

(うら面へ)

(別添3)

(うら面)

※各サービス違反行為に共通の回答票です。

サービス違反の事実があったものについて、回答を記入してください。

なお、複数のサービス違反あるとき等は、適宜回答票をコピーするなどして記入してください。

○サービス違反の内容 (調査質問票の質問番号 2-2, 3-2, 4-2, 5-2, 6-2, 7-2)

事項	内容
調査票の質問番号	
①氏名	
②年月日、時間、期間等	
③当該職員の所属、役職等	
④具体的内容、理由等	
⑤あなたの所属、役職等	

○サービス違反を証明できる書類等の有無

(調査質問票の質問番号 2-3, 3-3, 4-3, 5-3, 6-3, 7-3)

事項	内容
書類等の有無 (○をつけてください)	①ある ②ない
回答票に添付する証拠書類 (書類等の名称を記入してください)	

上記のとおり、相違ありません。

平成19年 月 日

氏名 : _____ 印
(連絡先 (電話番号))

サービス違反に関する調査について

今般、社会保険事務局（平成12年3月以前にあっては都道府県民生主管部(局)保険課(部)、国民年金課(部)）または社会保険事務所において、サービス違反行為を行っていた職員がいたか否かについて、各所属の管理者及び管理者であった者（以下「管理者」という。）を対象に次のとおり調査を行いました。

その結果、あなたが過去において、別紙「回答票」に記載したとおりサービス違反行為を行っていたという報告があり、これについて事実であるか否かを回答してください。

なお、この調査であなたが回答した内容については、あなたがサービス違反行為を行っていたとされる当時の同僚等であった職員に、あなたの氏名とともに提示して、事実関係の確認をすることがあります。

調査概要

1. 調査対象としたサービス違反行為（既に処分済の事案については、調査対象から除外しています。）

- (1) 無許可専従
- (2) 勤務時間内組合活動
- (3) 争議行為
- (4) 政治的行為
- (5) リボン・プレート行動
- (6) 兼業
- (7) 遅刻・欠勤

2. 調査対象期間

平成9年4月1日～19年9月30日まで

3. 調査対象とした管理者

調査を行った管理者とは、社会保険事務局の事務局長、次長（東京社会保険事務局及び大阪社会保険事務局にあっては総務部長。以下同じ。）及び総務課長（平成12年3月以前にあっては、都道府県民生主管部(局)保険課(部)長、国民年金課(部)長及び主幹）並びに社会保険事務所長、事務所次長（業務次長を除く。以下同じ。）及び事務所庶務課長（総務課長を含む。以下同じ。）又は同職にあった者です。

4. 調査回答の範囲

管理者として調査の回答を求めた範囲は、それぞれの在任期間において、

(別添5)

事務局長、次長及び総務課長にあつては社会保険事務局及び管内の総ての社会保険事務所について、社会保険事務所長、事務所次長及び庶務課長にあつては当該事務所に所属する職員についてです。

5. 管理者に対する調査の内容

管理者に対する調査の内容は、別添の「参考(管理者に対する調査内容)」のとおりです

(別添5)

(おもて面)

回答票

<無許可専従調査にかかる回答>

1. 管理者に対する調査の結果、次のとおりあなたが無許可専従を行っていたとの報告がありました。これについて、事実と相違ないか回答してください。

(調査結果)

1	無許可専従の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
2	上記期間の所属、役職	
3	無許可専従先の職員団体の名称	

(回答) いずれかに○をつけてください

①相違ない	②事実と相違する	③無許可専従の事実はない
-------	----------	--------------

2. 1で「②事実と相違する」と回答した場合は、相違する項番に○を付したうえで、正しい内容を記入してください。

1	無許可専従の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
2	上記期間の所属、役職	
3	無許可専従先の職員団体の名称	

※無許可専従をしていた期間が複数である場合等、この調査回答表に書ききれない場合は、適宜回答表をコピーするなどして記入してください。

<無許可専従調査以外のサービス違反調査にかかる回答>

3. 管理者に対する調査の結果、次のとおりあなたがサービス違反行為を行っていたとの報告がありました。これについて、事実と相違ないか回答してください。

事 項	内 容
サービス違反行為の種類	
①サービス違反をした年月日、 時間、期間等	
②サービス違反の具体的内容 等	
③当時の所属、役職等	

(うら面へ)

(別添5)

(うら面)

(回答) いずれかに○をつけてください

①相違ない

②事実と相違する

③服務行為違反の事実はない

4. 3で「②事実と相違する」と回答した場合は、相違する点を明らかにしたうえで、正しい内容を記入してください。

事項	内容
服務違反行為の種類	
①服務違反をした年月日、 時間、期間等 ②服務違反の具体的内容 等 ③当時の所属、役職等	

上記のとおり相違ありません。

平成19年 月 日

1 所属 : _____

2 氏名 : _____

印

3 連絡先(電話番号) : _____

※ 現職者にあつては1及び2について、退職者にあつては2及び3について
ご記入願います。

参考 (管理者に対する調査内容)

1. 無許可専従について

1-1 あなたが管理者として在任した期間において、所属する職員が専従休職の許可を受けずに、職員団体の業務に役員としてもっぱら従事（以下、「無許可専従」という。）することを認めた又は黙認した事実（無許可専従が疑われながら確認・指導を行っていなかった場合を含む。）がありますか。

あなた自身のことについても、あわせて回答してください。

- ①ある ②ない

※ この調査において「無許可専従」とは、社会保険庁長官の許可を受けないで、連続して1年以上の期間、職員団体の業務に役員としてもっぱら従事したものをいいます。

1-2 1-1で「①ある」と回答した場合は、次の項目についてすべて記入してください。

- ① 無許可専従をしていた職員の氏名
- ② 無許可専従の期間
- ③ ②の期間の当該職員の所属、役職
- ④ 無許可専従先の職員団体の名称
- ⑤ ②の期間及びその前後の期間におけるあなたの所属、役職

2. 勤務時間内組合活動について

2-1 あなたが管理者として在任した期間において、所属する職員が勤務時間中に許可を受けないで又は休暇を取得しないで職員団体の業務に従事等していた事実がありますか。

あなた自身のことについても、あわせて回答してください。

- ①ある ②ない

※1 勤務時間内組合活動については、次の場合は認められていますので、回答に当たっては除外してください。

i 専従許可を受けている場合

ii 当局との適法な交渉（交渉事項、交渉手続き等が適法な交渉であって、当該職員が職員団体から交渉出席者として指名されていた場合）

iii 地方公務員法第55条の2第6項の規定に基づく各都道府県の条例（いわゆる「ながら条例」。）により認められている活動である場合

※2 勤務時間内組合活動等とは、例えば許可を受けないで執行委員会へ出席、組合大会の準備、上部団体の会合出席その他組合主催の会合等への出席などをすることです。

※3 違法なデモや集会への参加は、許可の対象とはなりません。

2-2 2-1で「①ある」と回答した方は、次の項目についてすべて記入してください。

- ① 勤務時間内組合活動等を行っていた職員の氏名
- ② 勤務時間内組合活動等を行っていた年月日及び時間(何時何分～何時何分まで)
- ③ ②の時期の当該職員の所属、役職
- ④ 勤務時間内組合活動等の具体的な内容
- ⑤ ②の時期におけるあなたの所属、役職

※ 年月日及び時間については、記憶が明確でない場合には分かる範囲で何年何月頃、何時頃と記入してください。

2-3 2-1で「①ある」と回答した方にお尋ねします。当該職員が勤務時間内組合活動等を行っていたことを証明できる書類等がありますか。ある場合には回答票に添付して提出してください。添付が困難な場合、証拠となり得る情報について可能な限り詳細に記載してください。

※ 証明できる書類等とは、例えば職員団体の発行した機関誌などで当該職員が会合に参加したことが確認できるものです。

3. 争議行為について

3-1 あなたが管理者として在任した期間において、所属する職員がストライキ等の争議行為を企て、共謀し、あおり等の行為(以下「企て等」という。)を行っていた事実がありますか。

あなた自身のことについても、あわせて回答してください。

- ①ある ②ない

※1 争議行為には、労働者が自己の主張を貫徹するために団結して、労働力の提供を停止し、作業を中止する「同盟罷業(ストライキ)」や、労働者が業務を継続しながら、その能率を意識的に低下させる「怠業(サボタージュ)」があり、国家公務員法においてはその目的のいかんを問わず、職員が組織的に国の正常な業務の運営を阻害する一切の行為を争議行為と言います。

※2 争議行為の具体的な事例としては、ストライキや勤務時間内職場集会などがあります。

3-2 3-1で「①ある」と回答した方は、次の項目についてすべて記入してください。

- ① 争議行為の企て等を行っていた職員の氏名
- ② 争議行為を行った年月日及び時間（何時何分～何時何分まで）
- ③ ②の時期の当該職員の所属、役職
- ④ 争議行為の具体的な内容
- ⑤ ②の時期におけるあなたの所属、役職

※ 年月日及び時間については、記憶が明確でない場合には分かる範囲で何年何月頃、何時頃と記入してください。

3-3 3-1で「①ある」と回答した方にお尋ねします。当該職員が争議行為の企て等を行っていたことを証明できる書類等がありますか。ある場合には回答票に添付して提出してください。添付が困難な場合、証拠となり得る情報について可能な限り詳細に記載してください。

※ 証明できる書類等とは、例えば職員団体に争議行為の中止を申し入れた警告書の写し、争議行為を実施した当日の現認書、指令書、写真、機関誌、ビラ等、当該職員が争議行為の企て等を行い、争議行為が実施されたことが確認できるものです。

4. 政治的行為について

4-1 あなたが管理者として在任した期間において、所属する職員が勤務時間中に政治的目的をもって、公職の選挙における特定の候補者への投票又は投票しないように勧誘運動を行う等の政治的行為を行っていた事実がありますか。

あなた自身のことについても、あわせて回答してください。

- ①ある ②ない

※1 具体的な政治的行為の事例として、次のものがあります。

i 政党への入党勧誘運動

特定の政党その他の政治的団体の構成員となるように、又はならないように勧誘運動をすること（人事院規則14-7第6項第6号）

→「勧誘運動をすること」とは、組織的、計画的又は継続的に勧誘することをいい、例えば党員倍加運動のような行為はその例です。したがって、たまたま友人間で入党について話し合うようなことは該当しません。

ii 選挙での投票勧誘運動

政治的目的をもって衆議院議員等の公職の選挙、最高裁判所裁判官の任命に関する国民審査の投票又は地方公共団体の議会の解散若しくは地方公共団体の長等の解職の請求に関する投票において、投票するように、又はしないように勧誘運動をすること（人事院規則14-7第6項第8号）

→「勧誘運動をすること」とは、組織的、計画的又は継続的に勧誘することをい

います。したがって、選挙に際し、たまたま街頭であった友人に投票を依頼するような行為は該当しません。

iii 政党機関誌の発行、配付等

政党その他の政治的団体の機関誌たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配付し又はこれらの行為を援助すること（人事院規則14-7第6項第7号）
→自己の購読した機関誌の一部をたまたま友人に貸して読ませるような行為及び単なる投稿等は該当しません。

4-2 4-1で「①ある」と回答した方は、次の項目についてすべて記入してください。

- ① 政治的行為を行っていた職員の氏名
- ② 政治的行為を行った年月日及び時間（何時何分～何時何分まで）
- ③ ②の時期の当該職員の所属、役職
- ④ 政治的行為の具体的な内容
- ⑤ ②の時期におけるあなたの所属、役職

※ 年月日及び時間については、記憶が明確でない場合には分かる範囲で何年何月頃、何時頃と記入してください。

4-3 4-1で「①ある」と回答した方にお尋ねします。当該職員が政治的行為を行っていたことを証明できる書類等がありますか。ある場合には回答票に添付して提出してください。添付が困難な場合、証拠となり得る情報について可能な限り詳細に記載してください。

※ 証明できる書類等とは、例えば当該職員が政治的活動を行っていた現場を確認したことを文書に記録した現認書等、当該職員が政治的行為を行っていたことが確認できるものです。

5. リボン・プレート着用行動について

5-1 あなたが管理者として在任した期間において、所属する職員が勤務時間中に一斉に職員団体所定のリボン、プレート等を着用して勤務する行為を企画し、又は指導を行っていた事実がありますか。

あなた自身のことについても、あわせて回答してください。

- ①ある ②ない

5-2 5-1で「①ある」と回答した方は、次の項目についてすべて記入してください。

- ① リボン・プレート着用行動を企画し、又は指導を行っていた職員の氏名
- ② リボン・プレート着用行動を行った年月日及び時間（何時何分～何時何分まで）

分まで)

- ③ ②の時期の当該職員の所属、役職
- ④ リボン・プレートに記載されていた具体的な内容
- ⑤ ②の時期におけるあなたの所属、役職

※ 年月日及び時間については、記憶が明確でない場合には分かる範囲で何年何月頃、何時頃と記入してください。

5-3 5-1で「①ある」と回答した方にお尋ねします。当該職員がリボン・プレート着用行為を行っていたことを証明できる書類等がありますか。ある場合には回答票に添付して提出してください。添付が困難な場合、証拠となり得る情報について可能な限り詳細に記載してください。

※ 証明できる書類等とは、例えば職員団体にリボン・プレート着用行為の中止を申し入れた警告書の写し、当該職員がリボン・プレート着用行為を行っていた現場を確認したことを文書に記録した現認書、写真、機関誌、リボン・プレート着用を指示した文書、ピラ等、当該職員がリボン・プレート着用行為を行っていたことが確認できるものです。

6. 兼業

6-1 あなたが管理者として在任した期間において、所属する職員が許可を受けずに、営利企業の役員等の職を兼ね、又は自ら営利企業を営むことや、職員が報酬を得て営利企業以外の事業の団体の役員等の職を兼ね、又はあらゆる事業、事務に従事していた事実がありますか。

あなた自身のことについても、あわせて回答してください。

- ①ある ②ない

※ 営利企業との兼職については、報酬の有無は問いません。「役員等」とは、取締役、監査役、理事、支配人、発起人、清算人やこれに準ずるものが含まれます。「自ら営利企業を営む」には、自家消費を超えた営利の農林漁業の自営や不動産経営などが含まれます。ただし、人事院又は社会保険庁長官の承認を受けている場合には該当しません。

また、営利企業以外の事業の団体（非営利企業）や、その他のあらゆる事業、事務との兼職については、報酬を得て職務以外の事業又は事務に継続的又は定期的に従事する場合をいいます。したがって、たまたま依頼されて講演をし、あるいは雑誌に論文を掲載して謝金を得たような場合は、規制の対象にはなりません。また報酬とは、労務、仕事の完成、事務処理の対価として支払われる金銭その他の有価物をいい、対価ではない謝礼や実費弁済は含まれません。また、内閣総理大臣又は社会保険庁長官の許可を受けている場合には該当しません。

6-2 6-1で「①ある」と回答した方は、次の項目についてすべて記入してください。

- ① 兼業を行っていた職員の氏名
- ② 兼業を行っていた期間（何年何月何日～何年何月何日まで）
- ③ ②の時期の当該職員の所属、役職
- ④ 当該職員が行っていた兼業の具体的な内容
- ⑤ ②の時期におけるあなたの所属、役職

※ 期間については、記憶が明確でない場合には分かる範囲で何年何月頃と記入してください。

6-3 6-1で「①ある」と回答した方にお尋ねします。当該職員が兼業を行っていたことを証明できる書類等がありますか。ある場合には調査回答表に添付して提出してください。添付が困難な場合、証拠となり得る情報について可能な限り詳細に記載してください。

※ 証明できる書類等とは、例えば当該営利企業の役員名簿等、当該職員が兼業を行っていたことが確認できるものです。

7. 遅刻・欠勤について

7-1 あなたが管理者として在任した期間において、所属する職員が正当な理由なく、度重なる遅刻・欠勤をし、再三注意をしたにもかかわらず繰り返した事実がありますか（年次休暇が提出されているものは除きます。）。

あなた自身のことについても、あわせて回答してください。

- ①ある ②ない

※ 正当な理由とは、例えば年次休暇の残のない職員が、災害、家族の病気、育児、介護その他の事情により事前または事後に連絡して勤務につかないことなどです。

7-2 7-1で「①ある」と回答した方は、次の項目についてすべて記入してください。

- ① 遅刻・欠勤を繰り返していた職員の氏名
- ② 遅刻・欠勤をした年月日及び時間（何時何分～何時何分まで）
- ③ ②の時期の当該職員の所属、役職
- ④ 当該職員が遅刻・欠勤を繰り返した理由
- ⑤ ②の時期におけるあなたの所属、役職

※ 年月日及び時間については、記憶が明確でない場合には分かる範囲で何年何月頃、何時頃と記入してください。

7-3 7-1で「①ある」と回答した方にお尋ねします。当該職員が遅刻、欠勤していたことを証明できる書類等がありますか。ある場合には調査回答表に添付して提出してください。添付が困難な場合、証拠となり得る情報について可能な限り詳細に記載してください。

※ 証明できる書類等とは、例えば欠勤の表示がされた出勤簿等、当該職員が遅刻、欠勤を繰り返していたことが確認できるものです。

(別添7)

(社会保険事務局長から退職した行為者への調査依頼文書のひな形)

平成19年12月 日

〇〇 〇〇 殿

〇〇社会保険事務局長

社会保険庁職員の服務違反に関する調査について

社会保険事業の推進につきましては、平素より多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成22年に発足する日本年金機構の業務の委託の推進に関する基本的事項及び職員の採用についての基本的な事項について、その基本計画を定めるにあたっては「年金業務・組織再生会議」に意見を聴くこととされています。

今般、同会議より社会保険庁職員に係る服務違反の実態について、調査の必要があるとの指摘がなされたところです。

そのため、平成9年4月以降に社会保険事務局長及び社会保険事務所長等の職にあった管理者に対し、所属する職員が服務違反行為を行っていた事実の有無について調査を行いました。

その結果、同封いたしました「回答票」にあるとおり、あなたが過去において服務違反行為をしていたという報告がありました。

つきましては、この報告の内容の事実関係について、確認をさせていただきます。「回答票」に必要事項を御記入いただき、〇月〇日までに、当方まで御返送いただきますよう、宜しくお願いいたします。

なお、上記期限までに御返送いただけなかった場合には、該当する事項がないものとして取り扱わせていただきますので、あらかじめ御承知おき願います。

【連絡先】

〇〇社会保険事務局〇〇課

〇〇課長 〇〇 〇〇

電話：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

調査票

1. 今般、社会保険事務局（平成12年3月以前にあっては都道府県民生主管部(局)保険課(部)、国民年金課(部))または社会保険事務所において、専従休職の許可を受けずに、職員団体の業務に役員としてもっぱら従事（以下、「無許可専従」という。）している職員の存否について各所属の管理者を対象に調査し、その結果について無許可専従をしていたとされた本人（以下「行為者」という。）に確認しました。

その結果、あなたが次の部署に勤務していた時の同僚等であった職員が、無許可専従をしていたとされ、これについて管理者及び行為者は、次のように報告しています。両者から報告された内容についてお答えください。

1	当時のあなたの所属	
2	行為者の氏名	
3	行為者の当時の所属、役職	
4	無許可専従の期間	
	報告Ⅰ	年 月 日～ 年 月 日
	報告Ⅱ	年 月 日～ 年 月 日

上記の調査結果について、無許可専従をしていた期間が事実と相違ないか回答してください。（次のいずれかに○をつけてください。）

(1)「報告Ⅰ」と「報告Ⅱ」が一致している場合。

① 相違ない	② 事実と相違する	③ わからない
--------	-----------	---------

(2)「報告Ⅰ」と「報告Ⅱ」が不一致の場合。

①「報告Ⅰ」と相違ない	②「報告Ⅱ」と相違ない	③いずれも事実と相違する	④わからない
-------------	-------------	--------------	--------

2. 上記1の(1)で「②事実と相違する」又は(2)で「③いずれも事実と相違する」と回答した場合は、あなたが認識している内容を記入してください。

無許可専従の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
----------	---------------

上記内容のとおり、相違ありません。

平成19年 月 日

所 属 : _____

氏 名 : _____

印

(別添9)

(調査票裏面)

調査にあたっての留意事項

1. 「管理者」とは社会保険事務局の事務局長、次長（東京社会保険事務局及び大阪社会保険事務局にあつては総務部長。）及び総務課長（平成12年3月以前にあつては、都道府県民生主管部(局)保険課(部)長、国民年金課(部)長及び主幹）並びに社会保険事務所長、事務所次長（業務次長を除く。）及び事務所庶務課長（総務課長を含む。）又は同職にあつた者をいいます。
2. 管理者に対する調査は、「平成9年4月1日以降現在までの間に、所属する職員が無許可専従することを認めた又は黙認した事実（無許可専従が疑われながら確認・指導を行っていなかった場合を含む。）があるか。」について回答を求めたものです。
3. 本人に対する調査は、管理者が申し出た内容を本人に示し、事実と相違がないかを確認したものです。
4. この調査において「無許可専従」とは、平成9年4月1日以降の期間に社会保険庁長官の許可を受けないで、連続して1年以上の期間、職員団体の業務に役員としてもっぱら従事したものをいいます。
5. この調査であなたが回答した内容については、行為者等の処分を行う際の証拠書類として使用することがあります。

調査経過報告書

(別添14)

服務違反行為の内容(具体的内容、年月日等)			
調査対象者			
氏名	当時の所属・役職	現職者・退職者の別	
管理者			
行為者			
第三者 (無許可専従調査のみ)			
申し立ての相違点			
申し立ての内容 (管理者) (行為者) (第三者)			
特別調査員の意見			
特別調査員 弁護士 ○○ ○○			

調査を実施した結果、上記のとおりであったので報告する。

平成20年 月 日 ○○社会保険事務局長 ○○ ○○ 印